

防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン



令和7年1月

会 津 若 松 市
市民部危機管理課

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、町内会等地域の皆さんが、防犯カメラを設置し、運用していくことに関し、プライバシーの保護(※1)に配慮するとともに、個人情報(※2)を正しく取り扱うための参考となるよう、作成したものです。



- (※1) 「プライバシーの保護」とは、「個人の秘密にしたい情報」「公開されると私生活に干渉される可能性がある情報」等の権利を保護することを指します。
- (※2) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

2. 防犯カメラとは

犯罪の予防を目的として、不特定多数の方々が利用する場所に固定し、周辺の状況を継続的に撮影すると共に、録画装置や記録媒体を備えるカメラです。



このガイドラインでは、主に、商店街や町内会等が防犯を目的として、公共の場(※3)に設置する防犯カメラを対象としております。

- (※3) 公共の場所とは、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定多数の人が出入りする屋外の場所を指します。

3. 防犯カメラの設置にあたり留意すべきこと

(1) 周辺住民の合意

防犯カメラを設置する際は、その趣旨や目的を周辺住民の皆さんで共有をしましょう。



(2) 設置場所・撮影範囲

防犯カメラで設置された画像は、取り扱いによっては、プライバシーを侵害するおそれがあるため、住宅の内部など、私的な空間が撮影されない位置に配置するなどの配慮をしましょう。

道路や公園などに防犯カメラを設置する場合は、設置場所の管理者(※4)や所有者から許可等を取る必要があります。

- (※4) 管理者とは、公共物（市道や公園などは自治体で管理）や電柱（電力会社やNTT等）を管理している者を指します。

(3) 防犯カメラを設置している表示

犯罪防止効果を高めるため、防犯カメラの設置者は、防犯カメラが設置されていることを示す看板を誰もが認識できるよう、撮影範囲内の見やすい場所に設置しましょう。

また、看板にはプライバシーの保護に対する配慮から、防犯カメラを設置すること及び設置者の名称を表示しましょう。



(4) 管理体制

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置し、運用するにあたり、その適切な管理を図るために管理責任者を指定しましょう。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラを操作しない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせるようにしましょう。

設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、情報の漏えい防止やプライバシーに十分配慮した取扱いをするために、次に掲げる項目に留意しましょう。

- ① 撮影された画像の保管・取扱い
- ② 撮影された画像の目的外の利用禁止
- ③ 撮影された画像の利用・提供の制限
- ④ 苦情や問い合わせへの対応
- ⑤ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること



4. 防犯カメラの運用にあたり配慮すべきこと

(1) 撮影された画像の保管・取扱い

設置者等は、防犯カメラで撮影した画像が外部に漏れることのないよう、慎重な管理を行うとともに、画像の不正利用を防止するため、次に掲げる事項に留意しましょう。

- ① 撮影された画像の保存期間を決める（一般的に2週間程度）。
- ② 撮影された画像の持ち出しができないようにするため、録画装置や記録媒体がある場所に施錠等を行う。
- ③ 撮影された画像は、不必要な複写や加工は行わない。
- ④ 保存期間を経過した画像は速やかに削除する。
- ⑤ 記録媒体を破棄するときは、破砕する等データが読み取れない状態にする。
- ⑥ パソコンで画像を取り扱う場合は、ウイルス対策等を十分に行い、またインターネット等、外部へ情報が漏洩しないよう、必要な措置を講じる。



(2) 撮影された画像の目的外の利用の禁止

設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、撮影された画像については、その設置目的以外に利用しないようにしましょう。

また、画像から知り得た情報を第三者に漏らさないようにしましょう。(※5)

(※5) 設置者等は、個人情報保護の観点から、画像や画像から知り得た情報をみだりに人に漏らしてはなりません。

(3) 撮影された画像の利用・提供の制限

防犯カメラで撮影された画像は、住民のプライバシー保護のため、次の場合(※6)を除き、第三者への提供や閲覧をさせないようにしましょう。

① 法令に基づく場合(※7)

② 行政等の求めに応じて、人の生命、身体及び財産の安全

の確保その他公共の利益のために緊急の必要性があると判断できる場合(※8)

③ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等の目的により要請を受けた場合(※9)

④ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(※6) 画像の提供に当たっては、提供の必要性を十分検討する必要があるため、相手方の身分証明書等の提示を求めることや、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しておきましょう。

(※7) 裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法197条第2項）に基づく場合となります。

(※8) 行方不明者の安否確認や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等となります。

(※9) 警察の捜査への協力や消防署の火災原因調査等を目的として要請を受けた場合、災害時などの人命に関わる要請に対しては、協力に応じることが望ましいです。



(4) 苦情や問い合わせへの対応

設置者等は、防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応しましょう。

(5) 個人情報の取扱い

防犯カメラで撮影した画像で、特定の個人が識別される場合、その画像は個人情報として保護の対象になるため、個人情報保護法(※10)の規程に基づき適切に取り扱いましょう。

(※10) 個人情報保護法とは、個人情報の有用性を配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とする法律であり、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルールとなります。

防犯カメラを設置するということは、個人情報に該当する画像を取り扱うこととなりますので、個人情報保護法を遵守する必要があります。



(6) 防犯カメラの運用に関する規程等の作成

ここまで記してきた事項を実践するため、防犯カメラの目的や利用形態に合わせた「きまり」を作成しましょう。

5. 設置・運用規程の参考例

防犯カメラ設置・運用規程（参考例）

1 趣旨

この規程は、プライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇（施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇（施設）における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- (4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする（または「管理責任者が指定した者とする」）。
- (5) 防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。
 - ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
 - ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
 - ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
 - ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

4 設置の場所等

- (1) 別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。
※ 配置図には、カメラの設置箇所及び撮影方向を表示
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、〇〇とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。
- (2) 画像の不必要な複写等の禁止
記録した画像の不必要な複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇とする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去をする。

記録媒体を処分するときは、破砕又は、復元できない完全な消去等を行い、
処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる
場合

(3) 捜査機関等から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容
等を記録するものとする。

7 問い合わせ・苦情への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情
を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

8 その他

この規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【表示例】

設置者	〇〇〇〇	連絡先	〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
防犯カメラ作動中			

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
(令和7年1月作成)

問合せ 会津若松市市民部危機管理課
電 話 0242-39-1227
FAX 0242-26-6435
メール bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp